



地下鉄なんば駅)

近鉄難波北

難波四丁目

新歌舞伎座

難波三丁目

関西教育振興公社  
精華生涯学園

国際劇場

マルイ

高島屋百貨店

難波五丁目

スウイング  
吉本ビル

大阪府庁

池田線

## 『路上喫煙禁止地区』の指定について」の審議のまとめ

### 第1回委員会（平成19年4月25日）のまとめ

#### 意見等

- 喫煙する自由の制限に対する配慮と市民等の安全・安心・快適な生活環境の確保という、相反する施策の調和が必要である。
- 営業者の権益の保護と規制の整合性が必要である。
- 路上喫煙対策による様々なマナー向上への影響を期待する。
- 道徳的な観点、子どもを守り育てる観点からの取組みが必要である。
- 市民や大阪へのビジターに対する条例内容の周知の徹底が必要である。

### 第2回委員会（平成19年5月16日）のまとめ

#### 1 「路上喫煙禁止地区」選定の考え方

- 危険性、通行量及び明確性の観点
- その他（実効性の確保のため考慮すべき事項）
  - ・ 大阪を代表する地域で、啓発、PR効果が高いこと
  - ・ 行政が主体的に取り組む禁止地区と市民、事業者が主体的に取り組む(仮称)重点啓発推進地区について

## 2 「御堂筋及び市役所周辺」選定の考え方

- 危険性及び通行量において上位地点が多い
- 規制範囲が明確である
- 大阪を代表する地域であり、知名度が高く、PR効果が期待できる
- 上記及び市の率先垂範の観点から、市役所周辺も含める

### 意見等

- 今回は、さしあたり一部の地域に限定することとしてはどうか。
- 「御堂筋」は、大阪を代表する通りであるからよいのではないか。
- 「御堂筋」は距離が長いのでポイントを絞って「禁止地区」とすべきではないか。
- ポイントを絞ると、「御堂筋」という地域の明確性がうすれ、同時にPR効果もうすれると考えられる。
- 今後、必要性により新たな地区選定も考えられる。また、既に選定した地区も、路上喫煙についての被害（とりわけ安全の観点からの被害）が顕著に減少した際には禁止地区の解除の可能性も考えておくべきである。
- 「路上喫煙の禁止」については、相反するふたつの考え方が並存する。一方においては、喫煙は基本的に個人の自由の問題であって、それは社会的道徳にゆだねるべきことで、地方自治体が公的権威あるいは公的権力をもとに規制す

るのは原則的に望ましくないという考え方があり、それとは全く逆に、安全・安心、タバコの火による危険性に着目し、公的規制を当然のこととする考え方がある。このことを念頭に置きながら路上喫煙対策に取り組む必要がある。

- 禁止地区内での実効性の確保が重要であるが、地区内でなくなっても地区外で増えれば意味がない。
- 本条例の実効性の確保はマナー・モラルの向上にある。
- 大阪市民等へはもとより、ビジター等に対する周知も重要な課題である。